

ロシア連邦のウクライナ侵攻に対する会長談話

令和4年（2022年）3月10日

札幌司法書士会
会長 後藤 力哉

ロシア連邦がウクライナに軍隊を侵攻させ武力を行使し、そこで暮らす民間人にも多数の死傷者が出ています。国際紛争を解決する手段として武力を行使することは、人類がこれまでに経験してきた悲惨な戦争や紛争の教訓の上に成り立つ国際法や国連憲章に違反し、如何なる理由があれ許されるものではありません。この巻き添えとなり、ある日突然、生命・自由・財産権等の基本的人権を奪われてしまった何の罪もない人々のことを思うと、やり場のない憤りを感じます。

司法書士は、「国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」（司法書士法第1条）身近な暮らしの中の法律家です。たとえ他国のことであっても、平穏な生活を脅かす武力行使に断固抗議します。また、世界中から、とりわけロシア国内から無数にあがっている武力行使に反対する市民の声、平和を求める声を強く支持します。

ウクライナで暮らす人々が一刻も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、そしてウクライナ、ロシア連邦両国民をはじめとする世界中の人々に、基本的人権が脅かされることのない、自由で公正な社会が訪れることを強く望みます。